

産業競争力強化法第21条の19第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査
基準

令和6年〇月〇日

経済産業大臣 齋藤 健
法務大臣 小泉 龍司

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第21条の19第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認は、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（令和6年法務省・経済産業省令第 号。以下「省令」という。）第1条で定める要件に該当することについて行うところ、当該確認に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定において定めるものとしている審査基準は、次のとおりとする。

第1 省令第1条第1号

1. 上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である場合（省令第1条第1号イ柱書き）

上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である場合については、例えば次のような場合が考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

①各株主の有する当該株式会社の議決権の合計が当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である複数の株主と当該株式会社との間に、上場等合意がある場合

②単独で当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上を有する株主と当該株式会社との間に、上場等合意がある場合

③各株主の有する当該株式会社の議決権の合計が当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である複数の株主の間に、上場等合意がある場合

2. 省令第1条第1号イ（1）に掲げる事項に関する合意

省令第1条第1号イ（1）に掲げる事項に関する合意としては、例えば当該株式会社の発行する株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されることに関する合意が考えられ、当該株式会社の発行する株式が上場される金融商品取引所の名称が合意に関する書面又は電磁的記録に記載又は記録されていることを要するものではない。

3. 省令第1条第1号イ（2）又は（3）に掲げる事項に関する合意

省令第1条第1号イ（2）又は（3）に掲げる事項に関する合意としては、例えば次のようなものが考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。なお、同号イ（2）又は（3）のとおり文言が合意に関する書面又は電磁的記録に記載又は記録されていることを要するものではない。

- ①省令第1条第1号イ(2)又は(3)に掲げる事項について当該株式会社が努力を行う旨の合意
 - ②省令第1条第1号イ(2)又は(3)に掲げる事項に該当することを見込んで、当該事項が生じることにより当該株式会社又は株主に支払われる対価の株主間の分配条件に関する合意
4. 当該株式会社の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されていること(省令第1条第1号ロ)
- 省令第1条第1号ロについては、例えば次のような場合には原則として要件に該当するものと判断するが、これに限られるものではない。
- ・当該株式会社の株主名簿又は新株予約権原簿により、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において当該株式会社の発行する株式又は新株予約権が保有されていることが確認できる場合であり、
- かつ、
- ・登記事項証明書又はその写しにより、当該投資事業有限責任組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項第2号に規定する事業について組合の事業としていることが確認できる場合
5. 会社法第108条第1項第2号又は第6号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること(省令第1条第1号ハ)
- 省令第1条第1号ハについては、例えば次のような場合には原則として要件に該当するものと判断するが、これに限られるものではない。
- ・当該株式会社の登記事項証明書又はその写しにより、会社法第108条第1項第2号又は第6号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していることが確認できる場合

第2 省令第1条第2号

省令第1条第2号については、省令様式第1による申請書において、同号に規定する事項が表明されている場合に要件に該当するものと判断する。

第3 省令第1条第3号

1. 当該株式会社が募集新株予約権を発行する条件その他の当該株式会社が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する合意
- 当該株式会社が募集新株予約権を発行する条件その他の当該株式会社が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する合意としては、例えば次のようなものが考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。
- ①当該株式会社が発行することができる募集新株予約権の数又は発行済株式数に対する比率についての合意
 - ②当該株式会社が発行する募集新株予約権の割当てを受ける者についての合意

③当該株式会社が募集新株予約権を発行する場合には法令の定める所定の手続のほかに一定の株主の承諾を得ることを要する旨の合意

2. 新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である場合

新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上である場合については、例えば次のような場合が考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

①各株主の有する当該株式会社の議決権の合計が総株主の議決権の3分の2以上である複数の株主と当該株式会社との間に、新株予約権合意がある場合

②単独で当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上を有する株主と当該株式会社との間に、新株予約権合意がある場合

③各株主の有する当該株式会社の議決権の合計が総株主の議決権の3分の2以上である複数の株主の間に、新株予約権合意がある場合

第4 省令第1条第4号

省令第1条第4号については、省令様式第1による申請書において、同号に規定する事項が表明されている場合に要件に該当するものと判断する。

以上